

# 高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託企画提案競技実施要項

高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託企画提案競技の実施については、この要項に定めるとおりとする。

## 1 委託する業務の内容

別添「高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託仕様書」（以下、「委託仕様書」という。）のとおりとする。

## 2 委託期間

契約日から令和2年10月30日（金）まで

## 3 委託料

1, 996千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 参加資格

次の項目の全てを満たす法人とする。

(1) 旅行業法に定める第1種旅行業者又は第2種旅行業者の登録を得ており、かつ1年以上引き続き業として旅行業の業務を営んでいること。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しないものであること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

ウ 埼玉県から指名停止措置を受けている者

エ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者

## 5 質問事項の受付

この要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

### (1) 受付期間

**令和2年4月3日（金）午後5時まで**

### (2) 受付方法

様式3「高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託企画提案競技実施要項の内容等に関する質問書」に記入の上、県川越比企地域振興センター地域振興担当宛FAX又はメールで提出すること。

なお、必ず電話で着信確認をすること。

電 話 049-242-2585

FAX 049-243-1707

メール r4607171@pref.saitama.lg.jp

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した者の名前等を伏せた上で、令和2年4月8日（水）を目途に県ホームページ上に公開する。

## 6 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ様式1「高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託企画提案競技参加希望書」を提出すること。

### (1) 提出方法

持参又は郵送とする。

### (2) 提出先

埼玉県川越比企地域振興センター 地域振興担当

住 所 〒350-1124 川越市新宿町1-17-17

ウェスタ川越公共施設棟4階

### (3) 提出期限

**令和2年4月8日（水） 午後5時必着**

- ・ 持参の場合 土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時までを除く。)

- ・ 郵送の場合 簡易書留等文書の到着が確認できる方法とすること。

なお、やむを得ない理由により参加希望を取り下げる場合は様式2「高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託企画提案競技参加希望取下書」を提出すること。

## 7 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

### (1) 企画提案書

企画提案書の様式は任意とするが、委託仕様書に基づいて、A4判・片面（枚数任意）で作成し、次の事項を記載すること。

ア 基本姿勢、取組方針

イ 実施内容及び方法

（ア）座学研修

（イ）地元企業等の訪問

（ウ）その他

ウ 全体計画、実施スケジュール

エ 運営管理体制や危機管理対応

オ 実績等（業務の発注者、実施時期、実施内容、成果）

カ その他必要と思われる事項

※ 企画提案書には、提案時に予定している内容を記載すること。実施内容等については、委託先候補選定後、協議の上、決定する。

### (2) 委託料の見積書

見積書の様式は任意とするが、委託仕様書に基づいて、A4判・片面（枚数任意）で作成すること。委託料の総額は、消費税及び地方消費税を含んだ額で記載すること。

(3) 法人の概要がわかるもの（設立趣意書、事業内容のパンフレット等）

(4) 登記事項証明書（企画提案書等提出日3か月以内に取得した現在事項全部証明書）

(5) 決算関係書類（過去1年分の貸借対照表、損益計算書及び資金収支計算書）

※ (4) 及び (5) は埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は不要

(6) 様式4「実施要項の「4 参加資格」を満たしている旨の誓約書」の(2)のアからオまでのいずれにも該当しない旨の誓約書

## 8 企画提案書等の提出部数及び提出方法等

### (1) 提出部数

正本1部、副本9部

ただし、副本には、7の(2)から(5)の書類の写しを添付するものとし、7の(6)の書類の添付は不要である。

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

(3) 提出先

6の(2)のとおり。

(4) 提出期限

**令和2年4月15日(水) 午後5時必着**

- ・ 持参の場合 土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時までを除く。)
- ・ 郵送の場合 簡易書留等文書の到着が確認できる方法とすること

(5) その他

- ア 企画提案書の提出は、1者につき1提案に限る。複数の提案はできない。
- イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

## 9 委託先候補者の決定方法

(1) 選定方法

委託先の選定に当たっては、提出された企画提案書等に対する要件審査と提案者のプレゼンテーションによる、「高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託先選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)の審査を行う。

審査の結果、その内容が最も優れた提案を行った1者を委託候補先に選定する。ただし、審査の結果、最も高い評価を得た提案が選定委員会が適当と認める水準に達しない場合は、委託候補先に選定せず、対象者なしとする。

なお、提案者が多数の場合は持ち回りによる選定委員会において書面審査を行い、選定委員会による審査に進む者を3者程度に選定する。

(2) 主な審査内容

ア 基本姿勢・取組方針

- ・ 基本姿勢や取組方針が事業の趣旨に沿っているか
- ・ 提案内容について本事業に協力する地元企業等(川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町及び越生町に本社・本店がある事業所をいう。)の内諾を得ている、訪問先等の決定に当たり地元企業等との交渉を主体的に行う等、提案内容の実現可能性やその実現に向けた姿勢は評価できるか

## イ 実施内容及び方法

### (ア) 座学研修

- ・ 大学等への進学を考えている高校生にとって、就職に関する具体的なイメージを持てる内容か。
- ・ 座学研修を通して、高校生が興味を持って聴講する工夫がされているか。

### (イ) 地元企業等の訪問

- ・ 訪問先の地元企業等は、大学等への進学を考えている高校生にとって妥当か。
- ・ 見学・体験内容は高校生にとって興味深いものとなっているか。

### (ウ) その他

- ・ 募集条件、募集及び参加申込みの手続き、昼食等の提供等、事業の実施に当り配慮すべき事項について明示されており、その内容が妥当であるか。
- ・ 参加者の募集に工夫があり、参加人数が見込めるか。
- ・ 参加者が「進学先卒業後に地元企業等に就職したい」と思うような取組が実施されるか。
- ・ 参加者及び地元企業等に対するアンケートの実施等によって事業の成果が的確に把握できるか。

## ウ 業務遂行能力

- ・ 委託業務の全体計画、実施スケジュールは妥当か
- ・ 委託業務の目的を達成するための運営・管理体制が的確か（添乗員の配置等地元企業等の訪問を安全に実施するための体制について明確に示されており、その内容が妥当であるかを含む）
- ・ 危機管理対応・苦情処理体制が的確か（訪問実施中の事故、急病、災害等の発生時の対応が適切かつ妥当かを含む）
- ・ 過去に本業務と同種又は類似の業務を実施した実績、その他本業務の実施に関連した豊富な経験を有していると認められるか

## エ 見積額

- ・ 事業内容に対して見積額が適正か

### (3) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本企画提案競技に係る提出書類の提出が、提出期限を過ぎた場合

イ 本企画提案競技に係る提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ ア及びイの他本要項の規定に反する行為を行った場合

エ 本企画提案競技に関して信義に反する行為や社会的信用を損なう行為を行った場合

(4) 委託候補先の繰上げ

委託候補先に選定された者が、(3) のアからエまでに該当し失格となった場合及び契約を辞退した場合など、契約を行わなくなった場合は、次順位の提案者を委託候補先に選定する。

## 10 選定委員会の開催

(1) 日程等

令和2年4月22日(水) 午後15時にウエスタ川越公共施設棟3階中会議室Bで開催予定。

詳細については、企画提案書等を提出した者に対し、提案者多数の場合の書面審査の結果を含め、4月17日(金)までに文書等で連絡する。

(2) 内容

7の(1)から(3)までの書類に基づく提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答。

ただし、7の(1)から(3)までの書類に限り、プロジェクターに投影することは可能とする。

(3) プレゼンテーション時間

1者当たり30分程度(20分程度のプレゼンテーション及び10分程度の質疑応答)

(4) 出席者

1者当たり3名以内。

なお、当該業務を直接担当する者を必ず出席させること。

(5) 選定結果

4月27日(月)までに文書で通知する。

なお、選定結果について異議の申立ては受け付けない。

## 11 契約の相手方の決定方法

委託候補先に選定された者は委託契約締結に向け、埼玉県川越比企地域振興センターと協議を行うことになるが、その際、本業務の確実な実施に必要な措置として企画提案内容の一部について変更を求める場合がある。

協議が整った場合は、委託候補先に選定された者から改めて見積書を徴収し、精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

様式 1

## 高校生による地元企業体験ツアー事業に係る 業務委託企画提案競技参加希望書

高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託企画提案競技実施要項に基づき、企画提案競技への参加を希望します。

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 大野 元裕

参加希望者 主たる事務所の所在地

法人名

代表者氏名

印

(担当者) 所属・職・氏名

電話

F A X

電子メール

様式2

## 高校生による地元企業体験ツアー事業に係る 業務委託企画提案競技参加希望取下書

高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託企画提案競技実施要項に基づき、令和 年 月 日付けで行った高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託企画提案競技への参加希望を取り下げます。

(参加希望を取り下げる理由)

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 大野 元裕

参加希望者 主たる事務所の所在地

法人名

代表者氏名

印

(担当者) 所属・職・氏名

電話

F A X

電子メール



様式3

高校生による地元企業体験ツアー事業に係る  
業務委託企画提案競技実施要項の内容等に関する質問書

埼玉県川越比企地域振興センター 地域振興担当宛

(FAX 049-243-1707)

法人名

担当者名

連絡先 電話

FAX

電子メール

質問項目	質問内容

## 実施要項の「4 参加資格」を満たしている旨の誓約書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 大野 元裕

主たる事務所の所在地

企画提案者 法人名

代表者氏名

印

高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託企画提案競技への参加に当たり、高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託企画提案競技実施要項の「4 参加資格」を満たしていることを誓約します。

また、旅行業の登録番号及び登録年月日は次のとおりです。

登録番号： 登録年月日 年 月 日

(参考) 高校生による地元企業体験ツアー事業に係る業務委託企画提案競技実施要項 (抜粋)

### 4 参加資格

(1) 旅行業法に定める第1種旅行業者又は第2種旅行業者の登録を得ており、かつ1年以上引き続き業として旅行業の業務を営んでいること。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しないものであること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

ウ 埼玉県から指名停止措置を受けている者

エ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者